

第3章

生活支援に関する 施策等

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県又は市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

なお、この事業の一層の普及・利用促進を図るため、平成14（2002）年の母子及び寡婦福祉法の改正において、従来の「居宅介護人等事業」という名称を「日常生活支援事業」に改称するとともに、事業の実施場所を拡大するなどの改善を図った。

2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（市町村）であり、国は各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して次世代育成支援対策交付金を交付している。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かっている。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行っている。

3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。

こうしたことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子

家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県又は市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

（1）生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などが十分にいき届かない面があることから、生活支援に関する講習会を開催している。

（2）健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にある。こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくないことから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行っている。

（3）土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施している。

（4）児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

このため、母子家庭等の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフレンド）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなど、生活面の支援を行っている。

（5）ひとり親家庭情報交換事業

母子家庭等になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このため、こうした母子家庭等が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設けている。

4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、（独）福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）の子育て支援基金より助成が行われた。

(1) 母子家庭の母の自立に向けた就業支援の実態調査事業（助成先：（財）全国母子寡婦福祉団体協議会）

全国56か所の母子寡婦福祉団体における母子家庭等就業・自立支援センター事業及び無料職業紹介事業の実施状況を詳細に調査し、今後の母子家庭等就業・自立支援センター事業及び無料職業紹介事業の推進に向けた検証を行った。

(2) 母子家庭自立支援のための就業支援ビジネスモデルの構築事業（助成先：NPO法人あごら）

母親が安心して就業できるように、就業支援を進める行政や事業者がどのようなシステムを整備すればよいかを検討し、ビジネスモデルとして構築することを目的として、就業支援ビジネスの調査、母子家庭等のニーズ調査、就業支援モデル集の作成等を行った。

(3) 養育費確保の困難性とその解決を探る調査研究事業（助成先：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ）

養育費の確保の困難性に焦点をあてて監護親と非監護親への調査を行い、養育費の確保の困難性とその解決を探る調査事業を行うための調査委員会の開催、事業報告書の作成などを行った。

(4) 離婚後に良好な親子関係を築くための啓発事業（助成先：NPO法人ウィンク）

母子家庭の自立支援に向けた課題のひとつである養育費問題への取組みとして、シンポジウムの開催、冊子の発行、法制度活用支援ネットワークの構築、アンケート調査等を実施した。

5 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

母子生活支援施設は、社会福祉法人立のものや地方公共団体立のものがあり、合わせて全国に287か所ある（平成17年3月末現在）。また、入所理由別の入所状況は次のとおりである（図表3-1-1）。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成16年度新規入所）

入所理由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,569	100.0%
夫等の暴力	1,219	47.5%
経済的理由	483	18.8%
住宅事情	506	19.7%
入所前の家庭内環境の不適切	166	6.5%
母親の心身の不安定	111	4.3%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「平成16年度母子生活支援施設入退所状況調査」

（1）母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではないケースが多いと思われるが、そのような中であっても入所している母親4,131人のうち76.1%の3,144人が就労し、自立に向けた努力を行っている。雇用形態については、常用雇用が27.0%、臨時雇用が59.7%となっている（（社福）全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成16年度））。

平成16（2004）年度には、1,869世帯が母子生活支援施設を退所している（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

なお、無料職業紹介の許可を受けて、施設自ら職業紹介を行う事例もあり、母子生活支援施設においても、就業による自立に向け積極的に取り組んでいる。

（2）母子生活支援施設の保育機能の充実

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を平成15（2003）年度に創設した。

平成17（2005）年度の実施状況は、6施設である。

（3）小規模分園型母子生活支援施設

母子生活支援施設に入所している母子の保護については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により近いうちに自立が見込まれる者もいる。このため、近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っている。

平成17（2005）年度の実施施設は、6施設である。

6 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約21%と低く（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年）図表3-1-2）、また平均所得金額は224万6千円となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年））。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

このため、公共賃貸住宅において以下の施策を講じている。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市再生機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅においても、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,225.4 (100.0%)	252.1 (20.6%)	234.5 (19.1%)	34.4 (2.8%)	390.5 (31.9%)	181.6 (14.8%)	132.2 (10.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年）

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数				同居	その他
			公営の借家	公社・公団の借家	民間借家	給与住宅		
普通世帯	47,082.8 (100.0%)	28,665.9 (60.9%)	2,182.6 (4.6%)	936.0 (2.0%)	12,561.3 (26.7%)	1,486.1 (3.2%)	191.1 (0.4%)	28.8 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成15年）

(3) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としてきたところである。

なお、民間賃貸住宅においては、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているところである。